

議員提出議案一覧表（意見書）

議員提出議案第36号

米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める意見書（可決）

米政策等の見直しによる農政の転換を迎える中、平成 26 年産米を取り巻く環境は、平成 25 年産米の持ち越し在庫の発生や米の需要減少などを要因とした主食用米の需給緩和により、米価の下落が危惧される。さきに発表のあった全国の平成 26 年産米の概算金は各銘柄とも大幅に引き下げられており、今後も需給が改善されず価格低迷が続けば、再生産に必要な採算ラインを割ることも懸念され、農業経営への影響は避けられない。

よって、政府においては、米の需給と価格の安定及び需要拡大対策に取り組むとともに、担い手の経営安定や、国民への食料の安定供給、農業が担っている多面的機能の維持や地域活性化を図る上で必要な対策として、以下の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）及びナラシ移行のための円滑化対策については、平成 26 年産の発動に備え十分な予算を確保するとともに、交付金を早期に支払うよう措置すること。
- 2 需要に応じた生産に取り組む稲作農家が、将来にわたって持続的かつ安定的な経営ができるよう、収入保険制度の早期創設、制度資金の拡充など、万全なセーフティーネットを構築すること。
- 3 飼料用米の生産拡大を図るために、乾燥・保管施設の整備や流通体制の強化支援、また水田活用の直接支払交付金などの必要な予算を確保すること。
- 4 米の需給改善のため、主食用米の消費拡大や米粉用米などの非主食用米の利用拡大を図るとともに、本格的な輸出促進対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 12 月 24 日

議員提出議案第 37 号

地域の中小企業振興策を求める意見書（可決）

本年の円相場は、1 ドル＝100 円前後で推移してきたが、8 月以降急速に円安が進行し、10 月 1 日には一時 110 円台と約 6 年 1 カ月ぶりの水準を記録した。

このところの過度な円安によって、多くを輸入に頼るエネルギー、資源、食料品など幅広い分野で価格が押し上げられ、中小企業の経営が悪化するなど深刻な影響が懸念されている。

生産拠点の海外移転などで為替変動の影響を吸収できる大企業と違い、中小企業の多くの経営現場は国内が中心である。そのような中小企業の強固な経営基盤があるからこそ、多くの国内雇用が守られていると言える。また、中小企業はコスト増を販売価格に転嫁することが難しいことから、利益を削らざるを得ず、企業努力の範疇を超えた厳しい事業環境に陥っていると考えられる。

このような過度な円安状況に対しては、政府・日銀が協調して為替の安定に努めることが重要であるとともに、政府・与党が目指す地方創生を進めるためには、地域経済と雇用を支えている中小企業の活性化策や振興策が欠かせない。

よって、政府においては、地域の中小企業を守る以下の振興策を強力に推進するよう求める。

記

一、中小・小規模事業者が持つ技術・アイデアを製品化し、販路開拓まで一貫支援するため、地域の公設試験場等と連携した研究開発、中小企業基盤整備機構等と連携した販路開拓など、切れ目のない支援体制を構築すること。

一、中小企業需要創生法によって、地域産業資源を活用した事業活動を支援するため、消費者ニーズに沿った「ふるさと名物」の開発・販路開拓支援を通し、都市部や海外の需要を大きく取り込むなど、地域発のビジネスモデル構築に向けた積極的な支援を展開すること。

一、地域の中小企業と人材をマッチングさせる地域人材バンクの創設など人手不足の抜本的解消のための対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 12 月 24 日

議員提出議案第38号

「女性が輝く社会」の実現に関する意見書（可決）

政府は、女性の活躍を成長戦略の柱の 1 つと定め、「2020 年に指導的地位に占める女性の割合 30%」との目標を掲げ、女性活躍担当相を新設した。

また、臨時国会には「女性の活躍推進法案」を提出し、その取り組みの推進を国や地方自治体の責務と位置づけ、仕事と家庭の両立を図る環境整備などに向けた基本方針を国が策定するとした。その上で、国や地方自治体に加え従業員が 300 人を超える企業・団体に対し、女性管理職の割合や女性の採用比率、女性の勤続年数といった項目について状況把握や分析をし、改善すべき事項等に関しての数値目標を盛り込んだ行動計画を定めて、これを公表することを義務づけることとした。加えて、国は公共工事の実施や物品の調達などに当たって、女性の登用に積極的に取り組んでいる企業・団体への発注の機会をふやすとしている。

今後、我が国が世界で最も「女性が輝く社会」を実現していくためには、こうした取り組みを確実に進めつつ、一層加速化していかねばならない。

よって、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 「2020 年に指導的地位に占める女性の割合 30%」との目標について、民間に先駆けて政府、国会、地方自治体により早急に率先して取り組み、毎年その進捗状況について公表すること。
- 2 女性が幅広い分野で活躍できるよう、職場復帰等の支援や、起業支援、在宅テレワークの推進など、女性が働きやすい環境整備のための支援措置を創設すること。
- 3 家庭生活と仕事を両立できるよう、育児・介護休業制度の抜本的見直しや、子ども・子育て支援新制度、放課後子ども総合プランを着実に実施し、同一労働にもかかわらず男女間に生じる賃金格差の実質的な解消のために必要な措置を早急に講じること。
- 4 働く女性が妊娠・出産を理由にした不利益な対応や嫌がらせを受けるマタニティー・ハラスメント（マタハラ）の撲滅に向け、企業などに対し、マタハラを防ぐ行動計画の策定を義務づけること。
- 5 子どもの医療や教育に係る財政的支援や、子育て世帯に対する住宅支援など、子ども・子育て環境の充実に向けて予算・税制を抜本的に見直すこと。
- 6 女性の健康の包括的支援に関する法律の制定、女性特有の疾病予防対策、不妊治療・不育症に対す

る助成の拡充など幅広い支援を一層拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 12 月 24 日

議員提出議案第39号

40 人学級再開検討に反対する意見書（可決）

財務省は 10 月 27 日の財政制度等審議会（会長・吉川洋東京大学大学院教授）で、公立の小学校 1 年生で導入されている 35 人学級を、従来の 40 人学級に戻すよう求める方針を提示した。

35 人学級は、中央教育審議会（中教審）が少人数学級化の方向を提言したのを受けて、2011 年度から、小学 1 年、2 年で順次実現してきたものである。これに対して財務省は、2012 年度はむしろ小学校のいじめや暴力行為に占める小学 1 年生の割合が増加しており、2013 年度全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）の結果についても平均正答率は悪化するなど、「明確な効果があったとは認められない」として、40 人学級に戻すよう求めた。40 人学級に戻した場合には教職員数を 4000 人減らすことができ、約 86 億円の財政削減効果があるとしている。

しかし、全国学力テストは毎年の出題レベルが一定ではなく、単純に比較することには意味がない。また、いじめの件数は発生件数ではなく学校がどれだけ認知したかの認知件数であり、いじめ自殺事件の社会問題化を受けて丁寧な把握が行われた結果、認知件数が増加したとも考えられる。そもそも、わずか数年のデータで傾向を導き出すのは余りに乱暴である。

義務教育の始まりである小学校低学年は特にきめ細かな手当てが必要な時期である。教育上の配慮としても、中教審の方向性に照らしても、学級規模を膨らませることはあり得ない。そもそも日本の公立学校の学級規模は国際的に見ても大き過ぎ、35 人以下学級を他の学年にも広げていくことこそが求められている。我が国の GDP（国内総生産）に占める公的教育費の割合は OECD（経済協力開発機構）加盟国中最低であり、政府は教育予算の引き上げにこそ取り組むべきである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 12 月 24 日

議員提出議案第40号

山村振興法の延長と施策の拡充を求める意見書（可決）

山村における経済力の培養と住民の福祉向上、地域格差の是正と国民経済発展に寄与することを目的に 1965 年に制定された山村振興法に基づき、国による山村への政策支援が行われ、山村地域は国土・自然環境の保全、水源涵養、地球温暖化防止等、多面的・公共的な役割を果たしてきた。

しかし、山村地域は農林業の低迷や就業機会の減少、過疎化・高齢化の進行に伴う集落機能の低下などにより、依然として厳しい環境が続いている。こうした中で山村振興法の期限を 2015 年 3 月末に迎えるが、山村地域の現状と果たす役割の重要性を踏まえ、地域振興・地域林業の確立に向け、国は同法を延長し万全の対策を講じる必要がある。

また、地球温暖化防止森林吸収源対策に係る安定的な財源の確保や、森林施業の集約化促進に対するさらなる支援策の実施などにより森林・林業基本計画の推進を図ることも欠かせない。

よって、政府に対し、以下の対策を講じるよう求める。

記

- 1 山村振興法の延長及び内容の拡充を図ること。延長に当たっては都市と山村の格差是正を主眼とした対策に加え、山村地域が果たす多面的機能の発揮に係る国としての責務を明確にすること。また山村振興の目標に、林業・木材産業の振興による地域資源を活用した地域林業の確立、就業機会の増大と定住の促進を盛り込み、その達成に必要な施策を講じること。
- 2 森林・林業基本計画に基づく森林・林業の再生と整備、森林の多面的機能の持続的発揮に向け、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加するなど安定的な財源確保に努めること。また森林情報の収集や境界確認、合意形成、路網整備、不在村者対策を初めとする集約化施業の促進に対するさらなる支援を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 12 月 24 日

議員提出議案第 41 号

原発再稼働の中止を求める意見書（否決）

東京電力福島第一原子力発電所の事故発生から 3 年 9 カ月が経過しようとしている。しかし、いまだ福島県民約 12 万人強が避難を余儀なくされ、事故原因は究明されず、かつ収束もおぼつかない。それどころか汚染水問題は日ごとに深刻さを増している。このような状況下で原子力規制委員会は九州電力川内原子力発電所 1、2 号機が新規制基準を満たしているとした。そして九州電力は着々と原発の再稼働の準備を進めている。

福島原発事故後、放射性物質が飛散する過酷事故を想定した避難計画の策定が道府県と U P Z（緊急時防護措置準備区域・原子力施設からおおむね 30 キロメートル）圏内の自治体に義務づけられたが、国や原子力規制委員会は計画づくりに直接関与しておらず、避難計画の内容には問題が多い。必要なバスの台数など不確定なところが多く、荒天時避難など解決すべき課題が山積している。特に、火山噴火リスクの取り扱いは噴火予測の限界と曖昧さの理解が不十分と日本火山学会が異議を唱えている。

青森市議会は、東京電力福島第一原子力発電所の事故原因の究明と事故の収束が実現していないこと、実効性の担保された避難計画が策定できていないこと、火山噴火リスクの予測が不十分であることなどから、川内原子力発電所を初めとする原発再稼働の中止を求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 12 月 24 日
